

椎葉村国土強靱化地域計画

令和2年7月

【目 次】

序 章 国土強靱化の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 地域特性

- 1 本村の位置と地勢等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 人口動態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 過去の災害と想定される災害・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 地域強靱化に向けた基本目標等

- 1 地域強靱化の基本目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・ 7
- 3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針・・・・・・・・ 10

第3章 脆弱性評価

- 1 想定されるリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

- 1 行政機能・消防・防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 保健医療・福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 物資・エネルギー・情報通信・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 6 交通・物流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 7 農林水産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 8 国土保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 9 環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 計画の推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 目指すべき将来の地域の姿・・・・・・・・・・・・・・ 44

別添（椎葉村国土強靱化地域計画【個別事業計画】）

序 章 国土強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害や台風、豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

また、近い将来発生するとされている南海トラフ地震や首都直下型地震、豪雨災害等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する、国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年6月に、国土の強靱化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

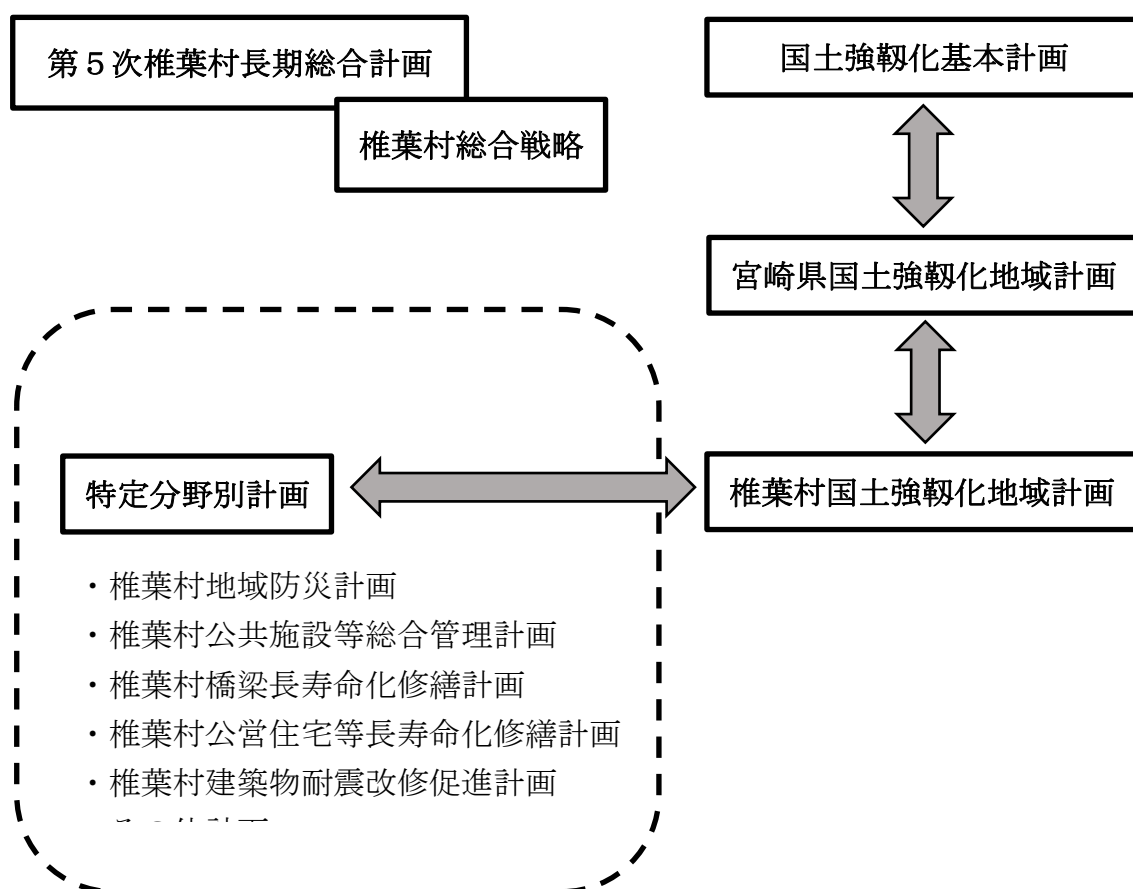
国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要があります。

このため、今後発生が予測される「大規模地震」、「台風・豪雨」などの大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない「強靱な地域」を構築するために、「椎葉村国土強靱化地域計画（以下「村計画」という。）」を策定しました。

本計画は、国の基本計画や宮崎県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、本村の地勢・環境・規模等に即したものとし、また、本村の災害リスクに対する備え、さらには「自助」「共助」「公助」の連携により災害から村民の生命・財産を守り、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいくための計画です。

2 計画の位置づけ

村計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられています。このため、第5次椎葉村長期総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、エネルギー、むらづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点にたって一体的に推進します。



第1章 椎葉村の地域特性

1 本村の位置と地勢等

(1) 本村の位置

本村は、宮崎県西北部九州山地の中央に位置し、東は諸塚村・美郷町・西郷区、南は美郷町南郷区・西米良村・西都市、北は五ヶ瀬町に、その他は熊本県に接しています。

面積は、537.29㎢を有し、その96%は山林原野で占められ、国見岳・市房山など九州屈指の秀峰をはじめ、標高1,000mを超える山々が連なっており、村域の多くが九州中央山地国立公園に指定されています。

(2) 本村の地勢

本村の山地の走行は北東―南西方向で、北部の地質は古生代の粘板岩・砂岩・チャート・石灰岩で形成されています。

南部は、四万十層と呼ばれる中生代の堆積岩から構成され、中央付近を構造仏像線が走っています。山は早壮年期で、山腹は急斜面であり加えて山地走行と逆の南東方向に河川が走り、山地を分断・浸食し険しいV字峡谷が至る所に形成されています。

また、本村、中山に至る地帯は、四万十帯を南・北両帯に分ける大断層に沿っているため、破碎帯地すべりと呼ばれています。

地目別に土地利用状況を見ると、森林が51,458ha、農用地が336haであり、森林が総面積の約96%を占めています。行政面積から森林・湖沼を除いた、いわゆる可住地面積は2,244haとなり、可住地面積率は、4.2%となります。

(3) 気候の特性

本村は暖温帯に属しますが、標高により山間部と山地からなり、村内での気温差が著しくなっています。

年平均気温はおよそ14℃、年間降水量は2,800mm前後で、その豊富な水量は水力発電に利用されています。

また、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量100mm程度の降雨は、ほぼ毎年のように起こりうる結果となっています。

2 人口動態等

(1) 人口の推移

平成27年の国勢調査では、本村の人口は、2,808人となっており昭和40年以降減少し続けています。また、平成27年から令和2年にかけての減少率は、9.2%となっており、今後も減少が続くと推計されています。また平成27年の国勢調査における年少人口（0～14歳）割合は12.1%、同様に生産年齢人口（15～64歳）割合は、46.5%とともに減少が続いています。また高齢化率（人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成27年で41.3%と既に高い数値となっており、今後も少子高齢化の進行が予想されています。

(2) 産業構造

平成27年度における村内総生産は、91億2千9百万円となっております。平成18年度以降、減少傾向にあり今後も減少が続くと推計されています。産業別就業者数でみると、多くの産業が減少傾向にあるものの、第一次産業、とりわけ林業については減少の鈍化がみられています。

3 過去の災害と想定される災害

(1) 本村の過去の災害

本村は内陸部に位置し、中央付近を構造仏像線が走り、中山に至る地帯は、四万十帯を南・北両帯に分ける大断層に沿っているため、破碎帯地すべりと呼ばれる地勢であるものの、地震による大きな被害は記録されていません。

その一方、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量100mm程度の降雨は、ほぼ毎年のように起こりうる結果となっており、土石流や山腹崩壊などの住民生活に甚大な被害を及ぼす大規模な風水害が発生しています。特に、昭和29年、及び平成16年、17年には大規模な災害が発生し、死者を伴う甚大な被害となりました。

また、平成元年の台風11号、12号により大河内地区の集落上部の林道に生じた亀裂は、地すべり発生の恐れが生じたため、41世帯の住民が仮設住宅での避難生活を余儀なくされる事態となりました。

また、平成3年の台風19号では、総雨量が500mmに達し、尾前地区において南向きの斜面が幅120m、高さ180mに渡り崩落する地すべり災害が発生し、21世帯の住民が仮設住宅での避難生活を送りました。

(2) 本村に被害を及ぼすと想定される災害

①地震

本村はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が、過去十数年から数十年間隔で発生するという地震活動が活発な地域に含まれています。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%の確率で発生するとされており、本村に大きな被害を及ぼす可能性があります。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」による被害も想定されています。

②風水害

台風はほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、村内でもこれまでにない土砂災害等の発生が懸念されます。

ア 河川洪水

本村は、各流域の最上領域に位置し、居住地域も洪水の影響の少ない場所に形成されています。

しかしながら、大きな河川に近接した住居や、ライフラインとなる道路については、雨量や降水時間によって被害の発生が懸念されています。

イ 土砂災害

本村は急峻な山に囲まれた山間地にあり、土砂災害危険区域等に指定されている地域が多くあります。そのため、降雨期や台風により毎年のように小規模ではありますが土砂災害が発生し、時には大きな被害が発生することもあります。

過去の大きな災害としては、集落を飲み込むような深層崩壊による被害や、大規模な土石流による災害なども発生しています。

③大規模火災

近年、村内での大規模火災は発生しておりませんが、昭和23年には、上椎葉上区において、住宅22棟、非住宅3棟が消失する火災が発生しています。

また、昭和34年には上椎葉下区において、住宅26棟、非住宅14戸を消失する火災が発生しています。

また、本村は総面積の96%が山林であることから、車両の進入が困難な場所での山林火災は甚大な被害に繋がる恐れがあるものとなります。

第2章 椎葉村の地域強靱化に向けた基本目標等

1 地域強靱化の基本目標等

本村は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため以下の4つの「基本目標」と、基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

(1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること。
- ②村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③村民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- ④迅速に復旧復興がなされること。

(2) 事前に備えるべき目標

- ①大規模災害が発生した場合でも人命の保護を最大限に図ります。
- ②大規模災害が発生した直後から、救助・救急、医療活動を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保します。
- ③大規模災害が発生した直後から、必要不可欠な行政機能は確保します。
- ④大規模災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保します。
- ⑤大規模災害発生後であっても、必要不可欠な経済活動を維持します。
- ⑥大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ります。
- ⑦制御不能な二次災害を発生させません。
- ⑧社会・経済が、迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備します。

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、対象とするリスク及び本村の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を、8・9ページのとおりとしました。また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定しました。

- ①行政機能・消防・防災教育
- ②住宅・都市
- ③保健医療・福祉
- ④物資・エネルギー・情報通信
- ⑤産業
- ⑥交通・物流
- ⑦農林水産
- ⑧国土保全
- ⑨環境

表1 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1. 人命の保護が最大限図られる	1	大規模災害が発生した場合でも人命の保護を最大限に図る	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)・風水害等による多数の死傷者の発生
2. 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること	2	大規模災害が発生した直後から、救助・救急、医療活動を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	消防、自衛隊、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。	3	大規模災害が発生した直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 迅速に復旧復興がなされること。	4	大規模災害が発生後であっても情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達が出来ず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 迅速に復旧復興がなされること。	5	大規模災害発生後であっても、必要不可欠な経済活動を維持する	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持等への甚大な影響
			5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響
			5-4	食料等の安定供給の停滞

6	大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)やガス供給、石油サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	簡易水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿道の建物崩壊による閉塞
		7-3	防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂の流失による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流失による地域の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本村の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ①本村の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ②短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④本村の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ②国、県、村、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ①住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ②限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ②女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に配慮する。
- ③地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 脆弱性評価

1 想定されるリスク

村民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、村計画においては大規模自然災害を想定することとしました。

2 脆弱性評価

33個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用しました。

(1) 椎葉村地域強靱化に関するリスクシナリオごとの脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 住宅（村営・公営住宅等を含む）の耐震化を進めることが必要。
- 防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要。
- 村内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めることが重要。
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。
- 大規模災害に備えた消防団体制の強化や装備資機材の充実が必要。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。
- 住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要。
- 村民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。
- 家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要。
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
住宅(村営・公営住宅等含む)の耐震化率	31.8 %	
防災拠点となる公共施設の耐震化	100 %	
消防団員数	312 人	【再掲】

自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
救命講習受講者数	200 人	【再掲】
地区防災計画策定地区数	0 地区	【再掲】

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 防火について住民への周知・啓発が必要。
- 住宅用火災警報器の設置及び適正な管理を促進することが必要。
- 大規模火災等における延焼の防止や、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。
- 大規模災害に備えた消防体制の強化や、装備資機材の充実が必要。【再掲】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲】
- 村民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や、地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
火災による死者数	0 人	
住宅用火災警報器の設置率	100 %	
消防団員数	312 人	【再掲】
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
救命講習受講者数	200 人	【再掲】
地区防災計画策定地区数	0 地区	【再掲】

1－3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】

- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定が必要。
 - 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の定期的な見直しを進めることが必要。
 - 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。
- 【再掲】**
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。
 - 土砂災害等に係る避難勧告等の発令基準の見直しが必要。
 - 山地災害危険地区や、土砂災害ハザードマップの見直し及び周知が必要。
 - 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。
 - 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。
 - 治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
避難訓練実施回数	1 回	
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
地区防災計画策定地区数	0 地区	【再掲】
平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定	未策定	
避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供	実施済	
避難行動要支援者の個別計画の策定率	0 %	
土砂災害ハザードマップの策定	策定済	

2 救助・救急・医療活動の迅速な実施、被災者等の健康・避難生活環境の確保

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。
- 村（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。
- 大規模災害に備えた受援計画に基づき、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要。

<p>○ 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。</p> <p>○ 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要。</p>		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
備蓄指針の策定	策定済	
村の備蓄率	70 %	
受援計画の策定	策定済	
上水道の耐震適合率	100 %	
物資の供給にかかる民間事業者等との協定締結数	1 件	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○ 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。【再掲】</p> <p>○ 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成必要。 【再掲】</p> <p>○ エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。</p> <p>○ 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要。</p> <p>○ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進することが必要。</p> <p>○ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。 【再掲】</p> <p>○ 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場となる地点を指定しておくことが必要。【再掲】</p> <p>○ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。</p>		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
地区防災計画策定地区数	0 地区	【再掲】
ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数	10 箇所	
道路啓開に関する協定の締結	1 件	

2-3 消防、自衛隊、警察等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 消防の常備化を進めることが必要。
- 消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
消防団員数	312 人	【再掲】
地区防災計画策定地区数	0 地区	【再掲】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性の評価】

- 村立病院の適切な維持管理が必要。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、村立病院のBCPについて適切な見直しが必要。
- 村立病院における非常用電源や受水槽の適切な維持管理が必要。
- 村立病院における非常用電源用の燃料の適切な維持管理が必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
村内の病院の耐震診断	診断済	
村内の病院における病院BCPの策定	策定済	

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を充実し、周知しておくことが必要。

- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要。
- 避難施設の感染症対策として、浄化槽の機能確認を行っておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率	100 %	
風しんの追加的対策に基づく抗体検査実施率	27.5 %	
避難所運営マニュアルの策定	策定済	
浄化槽の機能確認実施率	100 %	

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性の評価】

- 村内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め耐震化を進めることが必要。
- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要。
- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】
- 村（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。【再掲】
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
福祉避難所の指定数	0 箇所	
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
地区防災計画策定地区数	0 地区	【再掲】
村の備蓄率	70 %	【再掲】

3 行政機能の確保

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
【脆弱性の評価】		
○ 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】

3-2 村の職員・施設の被災による機能の大幅な低下		
【脆弱性の評価】		
○ 防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要。		
○ 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要。		
○ 策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要		
○ 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要。		
○ 使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。		
○ 業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図ることが必要。		
○ 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の充実を図ることが必要。【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
防災拠点となる公共施設の耐震化	12 箇所中 12 箇所済み	
災害対策本部設置・運営訓練	1 回／年	

BCPに基づく訓練の実施	0回/年	
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	未導入	【再掲】
クラウド化した業務システムの割合	0%	
受援計画の策定	策定済	【再掲】

4 情報通信機能・情報サービスの確保

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
【脆弱性の評価】		
○ IP通信放送の非常用電源設備の整備を図ることが必要。		
○ 衛星電話、防災・消防無線の通信訓練が必要。		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	未導入	【再掲】
○ 衛星電話、消防無線等の通信訓練	2回/年	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
【脆弱性の評価】		
○ 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲】		
○ 各世帯に配備している「音声告知端末」の適切な維持管理が必要。		
○ 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要。		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	未導入	【再掲】
県の「防災・防犯メールサービス」の住民への登録周知	周知済	

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達が出来ず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
【脆弱性の評価】		
○ 防災行政無線や緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲】		

○ I P通信放送の非常用電源設備の整備を図ることが必要。【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	未導入	【再掲】

5 経済活動の維持

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下		
【脆弱性の評価】		
○ 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要。		
○ 国や県と連携して主要となる道路（国道265号、国道327号、国道388号、県道上椎葉湯前線、村道椎葉矢部線、村道椎葉五家荘線）の改良を進めることが必要。		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
国道265号の改良率	34.6 %	H31.4.1時点 (車道幅員 5.5m以上)
国道327号の改良率	47.7 %	
国道388号の改良率	3.7 %	
県道上椎葉湯前線	8.5 %	
村道椎葉矢部線(1級村道)	1.9 %	
村道椎葉五家荘線(1級村道)	5.3 %	
村道川の口上線(1級村道)	12.1 %	
村道長野飯干線(2級村道)	10.3 %	
村道若宮上線(その他村道 ※緊急輸送路)	25.0 %	
橋梁長寿命化計画の策定	策定済	

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
【脆弱性の評価】		
○ 商工会等と連携して企業BCPの策定を促進することが必要。【再掲】		
○ エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。【再掲】		
○ 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要。		
○ SS過疎地問題の解決に向けた対策を推進することが必要。		

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
B C Pを策定している企業数	2 社	
再生可能エネルギー供給可能施設数	3 箇所	

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 国や県と連携して主要となる道路（国道265号、国道327号、国道388号、県道上椎葉湯前線、村道椎葉矢部線、村道椎葉五家荘線）の改修を進めることが必要。【再掲】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進することが必要。【再掲】

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
国道265号の改良率	34.6 %	H31.4.1時点 (車道幅員 5.5m以上)
国道327号の改良率	47.7 %	
国道388号の改良率	3.7 %	
県道上椎葉湯前線	8.5 %	
村道椎葉矢部線(1級村道)	1.9 %	【再掲】
村道椎葉五家荘線(1級村道)	5.3 %	【再掲】
村道川の口上線(1級村道)	12.1 %	【再掲】
村道長野飯干線(2級村道)	10.3 %	【再掲】
村道若宮上線(その他村道 ※緊急輸送路)	25.0 %	【再掲】
橋梁長寿命化計画の策定	策定済	【再掲】

5-5 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- 村の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
物資提供に係る民間事業者等との協定締結数	0 件	
物資輸送に関する訓練の実施回数	0 回	

6 電気・ガス・水道・燃料・交通ネットワークの確保と早期復旧

6-1 電力ネットワーク（発電所、送配電施設）やガス供給、石油・ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
【脆弱性の評価】 ○ エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。【再掲】 ○ 使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
再生可能エネルギー供給可能施設数	3 箇所	【再掲】
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	未導入	【再掲】

6-2 簡易水道の長期間にわたる機能停止		
【脆弱性の評価】 ○ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道BCPを策定することが必要。 ○ 簡易水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。【再掲】 ○ 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要。		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
簡易水道BCPの策定	未策定	
簡易水道の耐震適合率	100 %	
応援水道事業体受入マニュアルの策定	未策定	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
【脆弱性の評価】 ○ 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。【再掲】 ○ 単独処理浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
村における簡易トイレ備蓄数	0 基	
浄化槽の機能確認実施率	100 %	【再掲】

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止		
【脆弱性の評価】 ○ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。【再掲】 ○ 国や県と連携して主要となる道路（国道265号、国道327号、国道388号、県道上椎葉湯前線、村道椎葉矢部線、村道椎葉五家荘線）の改修を進めることが必要。【再掲】 ○ 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修、及び国道の防災対策を図ることが必要。 ○ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進することが必要。【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
国道265号の改良率	34.6 %	H31.4.1時点 (車道幅員 5.5m以上)
国道327号の改良率	47.7 %	
国道388号の改良率	3.7 %	
県道上椎葉湯前線	8.5 %	
村道椎葉矢部線(1級村道)	1.9 %	【再掲】
村道椎葉五家荘線(1級村道)	5.3 %	【再掲】
村道川の口上線(1級村道)	12.1 %	【再掲】
村道長野飯干線(2級村道)	10.3 %	【再掲】
村道若宮上線(その他村道 ※緊急輸送路)	25.0 %	【再掲】
橋梁長寿命化計画の策定	策定済	【再掲】

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【脆弱性の評価】

- 国や県と連携して主要となる道路（国道265号、国道327号、国道388号、県道上椎葉湯前線、村道椎葉矢部線、村道椎葉五家荘線）の改修を進めることが必要。【再掲】
- 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要。【再掲】

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
国道265号の改良率	34.6 %	H31.4.1時点 (車道幅員 5.5m以上)
国道327号の改良率	47.7 %	
国道388号の改良率	3.7 %	
県道上椎葉湯前線	8.5 %	
村道椎葉矢部線(1級村道)	1.9 %	【再掲】
村道椎葉五家荘線(1級村道)	5.3 %	【再掲】
村道川の口上線(1級村道)	12.1 %	【再掲】
村道長野飯干線(2級村道)	10.3 %	【再掲】
村道若宮上線(その他村道 ※緊急輸送路)	25.0 %	【再掲】
橋梁長寿命化計画の策定	策定済	【再掲】

7 制御不能な二次災害の防止

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 防火について住民への周知・啓発が必要。【再掲】
- 住宅用火災警報器の設置及び適正な管理を促進することが必要。
【再掲】
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発することが必要。
- 大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。【再掲】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- 消防の常備化を進めることが必要。【再掲】
- 消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要。【再掲】
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、多様な消防水利の確保を行うことが必要。

○ 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。 【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
住宅用火災警報器の設置率	100 %	【再掲】
消防団員数	312 人	【再掲】
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
地区防災計画策定地区数	0 地区	【再掲】

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による閉塞		
【脆弱性の評価】		
○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を求めることが必要。		
○住宅の耐震化を進めることが必要。【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
住宅の耐震化率(村営・公営住宅含む)	31.8 %	【再掲】

7-3 防災インフラ、人工ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生		
【脆弱性の評価】		
○ 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要。		
○ 山地災害危険地区や、土砂災害ハザードマップの見直し、及び周知が必要。 【再掲】		
○ 治山施設の整備による山地災害対策や、砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。【再掲】		
○ 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。【再掲】		
○ 地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。【再掲】		
○ 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
土砂災害ハザードマップの作成率	100 %	【再掲】
総合防災訓練の実施	1 回	【再掲】

消防団員数	312 人	【再掲】
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	0 人	【再掲】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃		
【脆弱性の評価】 危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要。		
【再掲】		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
総合防災訓練の実施	1 回	【再掲】

7-5 農地・森林等の被害による地域の荒廃		
【脆弱性の評価】 ○ 農業水利施設の耐震化を図ることが必要。 ○ 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要。		
【現在の水準を示す指標】		
令和1年度	備考	
森林伐採後の再造林率	100 %	

8 社会・経済の迅速かつ強靱な姿で復興可能な条件の整備

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
【脆弱性の評価】 ○ 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要。 ○ 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要。 ○ 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要。		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
災害廃棄物処理訓練の実施	0 回/年	
仮置き場の箇所数	0 箇所	
一般廃棄物処理業者との協定締結数	0 件	

8-2 復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【脆弱性の評価】

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要。【再掲】
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
自主防災組織カバー率	100 %	【再掲】
防災士数	27 人	【再掲】
受援計画の策定	策定済	【再掲】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【脆弱性の評価】

- 文化財の耐震化を進めることが必要。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。【再掲】
- 村内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
村内文化財のアーカイブ化	実施中	

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要。 ○ S S 過疎地問題の解決に向けた対策を進めることが必要。【再掲】 ○ 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。【再掲】 ○ 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要。 		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
地籍調査進捗率	63.29 %	

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響		
【脆弱性の評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要。 ○ 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要。【再掲】 		
【現在の水準を示す指標】	令和1年度	備考
BCPを策定している事業所数	2 社	

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要

1 行政機能・消防・防災教育等		
【脆弱性の評価】		
(行政機能)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要。 ○ 策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要 ○ 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要。 ○ 使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。 ○ 業務システムのクラウド化を図ることが必要。 ○ 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要。 ○ 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要。 ○ 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要。 		

- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要。

(消防)

- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。
- 大規模災害に備えた消防力の強化や装備資機材の充実が必要。
- 住宅用火災警報器の適切な管理を促進することが必要。
- 消防の常備化を進めることが必要。
- 消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要。

(防災教育)

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。
- 住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要。
- 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。
- 家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要。

- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。
- 防火について住民への周知・啓発が必要。
- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発することが必要。

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

(耐震化等)

- 住宅（村営・公営住宅を含む）の耐震化を進めることが必要。
- 防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要。
- 村内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め耐震化を進めることが重要。
- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を求めることが必要。

(用地関係)

- 大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要。
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要。

(文化財)

- 文化財の耐震化を進めることが必要。
- 村内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要。

(その他)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、簡易水道BCPを策定することが必要。
- 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。

3 保健医療・福祉

【脆弱性の評価】

(保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要。

- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要。
- 単独処理浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。

(医療)

- 村立病院の耐震化を進めることが必要。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、村立病院のBCPを策定することが必要。
- 村立病院における非常用電源や受水槽の整備が必要。
- 村立病院における非常用電源用の燃料の確保が必要。

(福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要。
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとすする条例の制定が必要。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要。

4 物資・エネルギー・情報通信

【脆弱性の評価】

(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。
- 村（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要。

(エネルギー)

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要。
- SS過疎地問題の解決に向けた対策を推進することが必要。

(情報通信)

- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要。【再掲】
- 各世帯に配備している「音声告知端末」の適切な維持管理が必要。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要。

5 産業

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要。

6 交通・物流

【脆弱性の評価】

(交通)

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進することが必要。

(物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要。

- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておくことが必要。
- 村の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

7 農林水産

【脆弱性の評価】

- 農業水利施設の耐震化を図ることが必要。
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要。

8 国土保全

【脆弱性の評価】

(ハード対策)

- 国や県と連携して耳川、一ツ瀬川、小丸川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要。
- 村が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要。
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路（国道265号、国道327号、国道388・446号、県道上椎葉湯前線、村道椎葉矢部線、村道椎葉五家荘線、村道川の口上線、村道長野飯干線、村道若宮上線）の改修を進めることが必要。
- 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要。

(ソフト対策)

- 避難勧告等の発令基準の厳格化が必要。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。
- 山地災害危険地区の周知や、土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要。

9 環境

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要。

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

第2章で設定した9つの施策分野ごとの推進方針については次のとおりです。

1 行政機能・消防・防災教育

(行政機能)

- 防災拠点となる庁舎が被災した場合に備え、代替拠点の確保・検討を進めます。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行います。
- 策定したBCPの不断の見直しを行うとともに、BCPに基づく訓練を行います。
- 災害発生後速やかに職員を集合させるため、庁舎周辺居住職員を活用すること、また、災害対策要員を確保するため、防災担当業務を経験したことのある職員の活用を検討します。
- 災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源設備の使用可能時間が24時間であるため、72時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結します。
- 災害発生時に各種行政データを保全するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図ります。
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるよう、受援計画を策定します。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ります。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、年に1回、職員の研修を行います。
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備します。

(消防)

- 専門的な対応や迅速で効果的な出動が可能となるなどのメリットを踏まえ消防の常備化を進めます。
- 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、消防の広域化による体制の充実について検討を進めます。
- 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、再入団制度や消防団応援店舗制度を導入するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施します。
- 住宅用火災警報器の設置、及び適切な維持管理を促進するため、村民に対する啓発活動を行います。
- 大規模災害に備えて非常用電源装置の充実を図るなど、消防体制の設備を強化するとともに、装備資機材を充実します。

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行います。

(防災教育)

- 全ての公民館単位で自主防災組織を組織し装備資機材の充実を図ります。
- 各自主防災組織に少なくとも1名は配置できるよう、防災士の養成に取り組みます。
- 補助制度の活用を呼びかけるなど住宅の耐震化について啓発を行います。
- 消防が実施する救命講習の受講を村民に促します。
- 地震から命を守る行動の一つとして、家具の転倒防止対策等の啓発を行います。
- 全ての自主防災組織単位で、住民や事業者等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進めます。
- 防火について住民への周知・啓発を行います。
- 風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について村民への啓発を行います。
- 地域や学校等で少なくとも年1回は避難訓練を実施します。
- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発します。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
消防団員数	312 人	320 人	総務課、消防団
自主防災組織カバー率	100 %	100 %	総務課
防災士数	27 人	50 人	総務課
救命講習受講者数	200 人	200 人	総務課
地区防災計画策定地区数	0 地区	2 地区	総務課
火災による死者数	0 人	0 人	総務課、消防団
住宅用火災警報器の設置率	100 %	100 %	総務課
避難訓練実施回数	1 回	1 回	総務課、消防団
災害対策本部設置・運営訓練	1 回	1 回	総務課
B C Pに基づく訓練の実施	0 回	1 回	総務課
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	未導入	導入済	総務課
災害時ボランティア・N P Oの登録団体数	0 団体	1 団体	福祉保健課、総務課

2 住宅・都市

(耐震化等)

- 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化についての啓発を行います。また、災害に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。
- 村営住宅や防災上必要な施設における耐震化を進めます。
- 指定避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ります。
- 簡易水道施設の耐震化や老朽化対策を行います。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ耐震化を行う努力を促します。

(用地関係)

- 指定緊急避難場所の指定を進め、大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保します。
- 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅用地の確保を行います。
- 大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図ります。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、土地境界等を明確にしておくための地籍調査を進めます。

(文化財)

- 村内で指定している文化財（那須家住宅）の耐震化を進めます。
- 村の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化を進めます。

(その他)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、簡易水道BCPを策定します。
- 大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業者受入マニュアル」を策定します。
- 簡易水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え災害時代替水源の確保を進めます。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくため、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めます。
- 大規模災害発生後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定します。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
住宅の耐震化率	31.8 %	35.0 %	建設課
簡易水道BCPの策定	未策定	策定済	建設課
応援水道事業体受入マニュアルの策定	未策定	策定済	建設課
公民館加入率	100%	100%	総務課

3 保健医療・福祉

(保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進します。
- 災害発生時に、消毒や害虫駆除等を必要に応じて実施できる体制を維持します。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知を図ります。
- 避難者に感染症が広まらないよう、衛生用品等の備蓄を図ります。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画します。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築します
- 単独処理浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進します。

(医療)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、村立病院のBCPについて、必要な見直しを図ります。
- 村立病院における非常用電源や受水槽の適切な維持管理を行います。
- 村立病院における非常用電源用の燃料の適切な維持管理を行います。

(福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保します。
- 福祉避難所として指定されている施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することを促進します。
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例を制定します。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めます。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
合併浄化槽導入率	87.2 %	90.0 %	税務住民課
村内病院の耐震化	実施済	実施済	福祉保健課・病院
村内病院のBCPの策定	策定済	策定済	福祉保健課・病院
福祉避難所指定数	0 件	1 件	福祉保健課、総務課
社会福祉施設BCPを策定している福祉避難所数	0 件	1 件	福祉保健課、総務課
予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率	100 %	100 %	福祉保健課
風しんの追加的対策に基づく抗体検査実施率	27.5 %	100 %	福祉保健課
避難所運営マニュアルの策定	策定済	策定済	総務課
平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定	未制定	制定済	福祉保健課、総務課
避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供	実施済	実施済	福祉保健課、総務課
避難行動要支援者の個別計画の策定率	0 %	100 %	福祉保健課、総務課

4 物資・エネルギー・情報通信

(物資)

- 家庭や事業所において、食料や生活必需品の備蓄を促します。
- 村（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めます。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めます。

(エネルギー)

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進します。
- SS過疎地問題の解決に向けた対策を推進します。

(情報通信)

- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行います。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備します。
- 防災行政無線の非常用電源の設置を行います。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を呼びかけます。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止します。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
備蓄指針の策定	策定済	策定済	総務課
村の備蓄率	70 %	100 %	総務課
物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数	1 件	3 件	総務課
S S 過疎地対策計画の策定	未策定	策定済	地域振興課
防災行政無線の非常用電源	設置済	設置済	総務課
防災行政無線のデジタル化	実施済	実施済	総務課

5 産業

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進します。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ります。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ります。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報します。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
BCPを策定している事業者数	2 社	10 社	地域振興課

6 交通・物流

(交通)

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行います。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進します。

(物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築します。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定します。
- 村の備蓄物資や流通備蓄の提供におけるラストワンマイル対策として、関係機関との連携や調整などを強化します。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備を図ります。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制を構築します。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
受援計画の策定	策定済	策定済	総務課
ヘリコプター臨時離着陸場の指定数	10 箇所	10 箇所	総務課、宮崎県
物資の供給に係る民間事業者	1 件	3 件	総務課
物資輸送に関する訓練の実施	0 回	1 回	総務課
道路啓開に関する協定の締結	1 件	1 件	建設課、国、宮崎県

7 農林水産

- 農業水利施設の耐震化を図ります。
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ります。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
農業水利施設の耐震化率	0 %	10 %	農林振興課

8 国土保全

(ハード対策)

- 村が管理する河川の適切な管理を行います。
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行います。
- 県と連携し治山施設の整備による山地災害対策を行います。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路（国道265号、国道327号、国道388号・446号、県道上椎葉湯前線、村道椎葉矢部線、村道椎葉五家荘線、村道川の口上線、村道長野飯干線、村道若宮上線）の改良を進めます。
- 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修、及び国道の防災対策を進めます。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進します。

(ソフト対策)

- 避難勧告等の発令基準の周知を図ります。
- 山地災害危険地区の周知や、土砂災害ハザードマップの策定、及び周知を図ります。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促します。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
避難訓練実施回数	1 回	1 回	総務課、消防団
ハザードマップの策定	策定済	策定済	総務課、建設課、農林振興課
村道椎葉矢部線(1級村道)	1.9 %	22.0 %	建設課
村道椎葉五家荘線(1級村道)	5.3 %	6.0 %	建設課
村道川の口上線(1級村道)	12.1 %	13.0 %	建設課
村道長野飯干線(2級村道)	10.3 %	11.0 %	建設課
村道若宮上線 (その他村道 ※緊急輸送路)	25.0 %	30.0 %	建設課
村道橋梁の改修率	31.9 %	47.8 %	
林道橋梁の改修率	15.9 %	43.1 %	

地域防災計画に記載された要 配慮者利用施設数	12 施設	12 施設	総務課、 福祉保健課
---------------------------	-------	-------	---------------

路線名等	延長	実施主体
国道265号 十根川工区	2.8 km	宮崎県
国道327号 尾平工区、佐土の谷工区	5.4 km	宮崎県
国道388号 矢立工区、矢立2工区	3.5 km	宮崎県
県道上椎葉湯前線 不土野小工区、上椎葉工区	3.7 km	宮崎県

9 環境

- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施します。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等の設定を行います。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めます。

【指 標】	R 1 年度	R 6 年度	担当課／関係機関
災害廃棄物処理訓練の実施	年 0 回	年 1 回	税務住民課
仮置き場の箇所数	0 箇所	10 箇所	税務住民課
総合防災訓練の実施	1 回	1 回	宮崎県、建設課
一般廃棄物処理業者等との協 定締結数	0 件	2 件	税務住民課

第5章 村計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進期間等

椎葉村地域強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、本村における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、令和6年度（5年後）を目標年次とし、国の基本計画と同様に5年毎に見直します。また、計画期間内においても社会情勢の変化等により、計画内容の見直しが必要な場合には、適宜見直しを行います。

また、本計画は地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された方針に基づき他の計画等においては、必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、整合性を図るものとします。

2 計画の推進方法

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもと施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策分野毎の推進にあたっては、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

このため、村計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとします。

目指すべき将来の地域の姿

Plan

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

STEP2 リスクシナリオ、強靱化施策分野の決定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

Action

計画的に実施

Do

計画的に実施

Check

結果の評価